

竜王町町制施行70周年の冠称の使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、竜王町町制施行70周年を記念し、町民自らが実施する事業（以下「記念自主事業」という。）に、竜王町町制施行70周年の冠称を使用する場合の必要な事項を定めるものとする。

(冠称)

第2条 記念事業で使用する冠称は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 竜王町町制施行70周年
- (2) 竜王町町制施行70周年記念
- (3) 竜王町町制施行70周年記念事業

(対象事業)

第3条 記念自主事業の対象となる事業は、町制施行70周年を記念し、祝賀の機運を高めることを目的に実施する事業で、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 令和8年3月31日までの間に実施する事業
- (2) 町内に活動拠点を有する個人、団体または事業者が実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、記念自主事業の対象としないものとする。

- (1) 町の信用または品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動を助長し、または助長するおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体の営利または宣伝のみを目的とする場合
- (5) 暴力団または暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有する者が関している場合
- (6) 前各号に掲げるものの他、町長が適当でないと認める場合

(届出)

第4条 前条に規定する対象事業を実施する者（以下「届出者」という。）は、あらかじめ竜王町町制施行70周年記念自主事業届出書（別記様式第1号）を町長へ届け出るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が関係する公共的な事業で使用する場合
- (2) 町が設置する公の施設の管理を行う指定管理者が使用する場合

- (3) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道および広報の目的で使用する場合
- (5) その他、町長が適当と認める場合
(支援等)

第5条 町は届出者に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 町ホームページ等による記念自主事業に係る広報
- (2) 第2条に掲げる冠称および竜王町町制施行70周年記念ロゴマークの使用
- (3) のぼり旗等の啓発物品の貸出または提供
(変更)

第6条 届出者は、第4条の規定による届出事項に変更があったときは、速やかに竜王町町制施行70周年記念自主事業変更届出書(別記様式第2号)を町長へ届けるものとする。
(事故、苦情等の処理)

第7条 届出者は、記念自主事業の実施に伴う事故、苦情等が発生したときは、届出者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 町長は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わないものとする。
(報告)

第8条 届出者は、町長が記念自主事業の状況または結果の報告を求めたときは、速やかにその報告をしなければならない。
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和7年2月3日から運用する。

竜王町町制施行 70 周年記念自主事業届出書

年 月 日

竜王町長

届出者
住所（所在地）
氏名（団体名および代表者）
電話番号

竜王町町制施行 70 周年記念自主事業の実施に当たり、次のとおり届け出ます。

事業名			
事業内容			
実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日		
実施場所			
対象者			
参加人員（見込）			
希望する 支援内容等	☐ 冠称・ロゴマークの使用		
	☐ のぼり旗等の啓発物品の貸与・提供		
	☐	町ホームページ等への掲載	
		問い合わせ先	
	連絡先		

【留意事項】

- ・チラシ・パンフレット等がある場合は添付をお願いします。
- ・のぼり旗等の啓発物品については、他の記念自主事業が重複する場合は調整させていただく場合があります。受け渡しは竜王町未来創造課にて行います。

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

竜王町町制施行70周年記念自主事業変更届出書

年 月 日

竜王町長

届出者
住所（所在地）
氏名（団体名および代表者）
電話番号

年 月 日に届出を行った事業内容に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 理 由	